

第 2 7 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和元年 1 0 月 1 6 日開会

令和元年 1 0 月 1 6 日閉会

米沢市農業委員会

令和元年10月16日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第27回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	
8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員(1名)

3番 江口益美 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀 也
農地 主 査	相田 悦 志
主 査	永 峯 明 美
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について                   |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |
| 議第7号 | 適格証明願について                      |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 それでは、ご苦労さまです。

ただいまから第27回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、8番 佐久間委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

きょうは本当に朝寒くて、5度ぐらいだったかと思います。そういうことで、秋も大変深まってきたわけで、まだまだ農作業も忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

台風19号、大きな被害をもたらしました。地元置賜でも川西町、高畠町で床上浸水、床下浸水が発生したということで、大きな被害が出ております。そして、全国的には74名の方が亡くなられたということで、そしてまだ12名の方が行方不明だということをきょうのニュースで言うておりました。本当に亡くなられた方にはご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

農業の部門においても大きな被害があつて、まだ状況はわかっていないわけですが、本当に大変なことだったなと思っております。

そういったことで、災害は忘れたころにやってくるということわざもあるわけですが、本当に毎年全国的に大きな被害があるということで、ことわざが通用しなくなったということでございます。いろんな情報を的確に把握しながら、最小限の、そういうことがあつた場合は被害防止を図っていかなければならないなと思つているところであります。

あともう一つであります、11月3日文化の日に、毎年功労者、功績者等の米沢市の表彰式があるわけですが、今回は元農業委員の角屋きくゑさんが功労者ということで、女性農業委員として初めてされたということ、あと指導農業士としてもいろいろ活躍なされた、女性農業者の地位を高めたということで表彰されるということでありますので、多分ご案内は行つていると思つますが、出席して拍手をしていただきたいと思います。皆さんへご案内行つていますか。(「来た」「まだ来てない」の声あり)はがきが行つていると思つますから、ぜひ今回は出席してください。

あともう一点であります、かねてより希望しておりました平田東助章という、農業者に限つての章であります、これの第1回目の受章者として木村組

合長が受章なされるということで、これも大変、いろいろ組合長として農家のために頑張ったということで、第1回目の受章者にふさわしいのではないかと  
いうことで、これもおめでたいなと思っている次第であります。ということ  
ありますので、ぜひ皆さんに重ねて出席をお願いしたいと思います。

きょうは天気もよろしいので皆さん気分もよいと思いますが、よろしくお願  
いしたいと思います。きょうは大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条  
の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進  
行をお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、3番  
江口益美委員の1名で、19名中18名の出席であります。よって、本日開催  
の米沢市農業委員会第27回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、4番 遠藤伊一委員、5番 樋渡由美委員を指  
名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局か  
らありますか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはございませんので、よろしくお願いいいたします。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案  
の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草  
放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号19号から22号の4件で、田2筆 282.00㎡、畑4筆 878.00㎡、合計6筆 1,160.00㎡です。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示  
と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月  
日は平成元年ごろです。申請理由は、平成元年ごろから耕作しておらず、原野  
となっているためです。

受理番号20号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示  
と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月

日は昭和55年11月です。申請理由は、昭和55年11月に作業小屋を建築し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号21号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成元年です。申請理由は、平成元年に住宅を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号22号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成5年ごろです。申請理由は、平成5年ごろより土砂置場、機械、コンテナ置場等の雑種地として使用しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。受理番号19号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査  
議 長  
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号19号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ5筆 12,551.00㎡です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号45号から54号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査  
議 長  
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号45号から54号の計10件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田16筆 10,429.00㎡、畑16筆 1,962.00㎡、合計32筆 12,391.00㎡です。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借です。

受理番号47号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号50号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号52号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号53号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号54号 渡人 ○○○○、受人 株△△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。





以上です。

議 長 48号。  
8 番 (佐久間英之委員 挙手)  
議 長 8番。  
8 番 8番 佐久間です。  
48号と49号をご説明申し上げます。  
まず48号であります、〇〇の土地でありながら△△の方の所有で、今回〇〇の方が引き受けなさるということでお話を聞きました。受人の△△さんの親戚の方がその〇〇の土地の近くにいらっしゃるということで、その関係で買うということでもあります。場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇の東側になっておりまして、現在畑として耕作されておる場所です。

続きまして、49号でありますけれども、〇〇さんと△△さんということで、現在受人の△△さんが何年も前から〇〇さんの今回移動になる土地を耕作しているということで、今回は売買になるということでもあります。場所は、△△△△の北側でありまして、田んぼとして耕作されております。

両件とも許可相当と判断をしたところでありますので、よろしくご審議お願いします。

以上です。

議 長 52号。  
1 0 番 (古畑功一委員 挙手)  
議 長 10番。  
1 0 番 10番 古畑です。  
受理番号52号、53号、54号についてご説明申し上げます。  
地積等はこれとおりですけれども、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんという方は、前回は△△さんにお世話になって買っていたということで、今回の部分、ここは家の周りなんですけれども、これも引き続き△△さんに買っていただくということで、田んぼもしていないしもうどうしようもないからお願いしたということですので、許可相当と思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ご苦労さまでした。  
それでは、ただいまの受理番号45号から54号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。  
議 長 ないので、受理番号45号から54号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。受理番号3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画の変更申請がありましたので、農業委員会に付議します。

受理番号3号。本件は、平成3年12月25日、農地法第5条の許可を得ており、当初計画者 住所 ○○○○、氏名 ○○○○、職業 ○○。承継者 住所 △△△△、氏名 △△△△、職業 △△。土地の表示、事業計画変更理由等については議案書記載のとおりです。

当初計画は一般住宅の建設であり、実施状況については所有権移転登記は完了しておりますが工事は未着工の状態となっております。今回の事業計画変更は申請人の変更であるため、改めて承継者を譲受人とした農地法第5条の許可申請が必要となり、変更後の事業計画に基づきあわせて提出されております。

なお、当初計画の土地の表示は2筆ありましたが、平成6年に申請地南側の道路整備による分筆等があったため、議案書記載以外の地番は消滅しております。当初計画の土地利用計画の詳細が平成3年という許可年であるため不明であること、また今回改めて第5条申請が提出されていることから、現存する地番についてのみ議案書や位置図に表示しております。ちなみに位置図では、東側に隣接する土地は農地であるような表示となっておりますが、現況では住宅が建っており宅地となっております。

以上、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありますか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号29号から31号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号29号から31号の計3件で、田1筆 54.00㎡、畑3筆 884.00㎡、合計4筆 938.00㎡となります。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号31号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いいたします。

7番

(高橋信夫委員 挙手)

議長

7番。

7番

7番 高橋です。

受理番号29号について調査結果を報告いたします。

売買により申請地を雪捨て場として利用するための申請であります。渡人、受人、地番、地目、面積等は議案書記載のとおりであります。また、3種農地に位置しております。申請地は○○地内でありまして、△△△△の東側に位置しております。現地調査は10月5日に行い、代理人の○○○○さんに電話でお話を伺っております。申請地の西側に併用地がありますが、この土地は昨年度同じ受人、渡人により第5条申請がありまして、許可がおりたところであり、隣接地に農地はありましたが、事業計画上影響はないものと判断され、事前着工もありません。許可要件も満たしており、許可相当と思われます。よろしく申し上げます。

議長

30号。

9番

(上村貞義委員 挙手)

議長

9番。

9番

9番 上村です。

30号につきましてご報告申し上げます。

渡人が○○さん、受人が△△さん外1名とありますが、外1名は△△さんの奥様でご夫婦です。住宅を建てるための農地の転用申請ですが、場所は○○○

○地内、○○○○沿いで、△△△△から２００メートルほど△△に上がったというか△△に行ったほうの道路沿いになります。地図でもわかるとおり、三方も住宅ですし、そこにまた住宅を建設したいということですので、隣接の農地といった影響は当然ないと思われまして、代理人の△△△△さんだったんですが、聞き取りの結果、そういったことで申請書どおりで間違いないのでよろしくということでありました。現地のほうは事前着工等ありませんので、許可相当と判断しましたので、よろしく願いいたします。

議 長

31号。

1 6 番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

16番。

1 6 番

16番 山王堂です。

受理番号31号について調査結果を報告します。

売買により申請地へ住宅を建築するための申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。申請地は○○○○に面した○○○○より東へ300メートルに位置します。私の住んでいる町内でもあります。現地調査は10月3日午前8時ごろ行いました。申請地は第1種農地になりますが、集落接続です。現地調査を行ったところ、東側隣接地に農地はなく、事前着工もありません。許可相当と判断し、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

議 長

それでは、ただいまの受理番号29号から31号について、意見並びに質問はありませんか。（「1ついいですか」の声あり）

1 6 番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

16番。

1 6 番

16番 山王堂です。

さっきちょっとつけ加えるのを忘れたんですけども、その東側隣接地に農地はないということで、この位置図では農地となっていますが、さっき事務局から説明があったところの東側の畑になっている部分が去年許可した○○さんという方の家になっています。

議 長

では、ただいまの追加の報告も含めまして、皆さんのほうから何かありませんか。

1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

14番。

1 4 番

14番 高橋です。

ただいま31号のご説明がございましたが、この位置図を見ると、31号の申請地の位置図が全部1枚の申請地になっていると。そうすると、前の事業計画変更の申請地の地図が半分ぐらいでとまっているということで、その位置図

の下が今住宅が建っているということは、ここ31号の位置図の斜線部分が半分ぐらいになるのではないのでしょうか。

議長  
相田主査  
議長  
相田主査

事務局。

(挙手)

相田農地主査。

ご説明申し上げます。

31号、転用の第5条関係の位置図、両面印刷になっておりますので、31号の位置図をごらんください。当初の事業計画変更については、この31号の位置図でいう上側、北側でございました。今回は、この事業計画変更のところを含めまして、新たに31号全体としての住宅建設の第5条の許可申請という内容になりまして、高橋委員ご指摘のところというのは、この31号隣接の東側の農地かと思われませんが、こちらにつきましては昨年転用許可が出ておるということでございます。

第5条の位置図、修正してお出しすると一番よかったのかなとは思いますが、元の地図のほうが随時更新されませんし、事務処理の関係もあってこのままお出ししたところでは。

先ほど事業計画変更申請のときに瀧口主査からその旨ご説明をさせていただきましたので、こちらの31号隣接東側につきましては、既に転用許可があり住宅が建設されている。今回の事業計画変更を含めました第5条の転用許可につきましては、こちらの31号の記載のとおり位置関係といえますか申請地、事業計画変更の筆を含めます隣接地を今回5条で新たに追加で求められて、事業計画変更地とともに一体となって住宅を建設されるという許可内容となっておりますので、お含みの上、ご審議、ご判断のほうをよろしく願いいたします。

議長  
14番  
議長  
14番

14番 高橋委員、今の説明でよろしいですか。

(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

ちょっと余りぴんと来ないんですけれども。(「こっちがうちでこっちが今度住宅でなくて何かすんだと」の声あり)建物がこっちに建ってた。(「みんな宅地なんだけれども、使い道は違うって、新しく申請したって」の声あり)

そうすると、この31号全部のところは〇〇さんのものだということですか。その住宅なんかも〇〇さんの住宅だったということ、今建ってるの。違うの。(「まだ建ってない、今許可受けようとしてるの」「建ってないけど、申請するのが全部」「これを含めて今回申請してる、面積倍になってる」の声あり)

議長

そうすると、その488㎡と226㎡を、本来であれば別々に申請、位置図には別々に書かなければいけないかという多分質問だと思う

んですが、その辺、事務局どうですか。これ226㎡を除いたところを地図に書かなければいけなかったのではないかという質問だと思います。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 事業計画変更の面積が226㎡という形で位置図記載のとおりなんですが、第5条の31号につきましては、この〇〇〇〇を含む2筆ということで、2筆ございます。この2筆のうちには事業計画変更の土地が含まれているということでご承知いただくとわかりやすいのかなと思います。ですので、事業計画変更の土地を含みまして、さらにこの議案書記載の△△△△もあわせまして、一体として転用の事業をされるという内容でございます。

議 長 事業計画変更申請でも許可が出ているわけだから、一緒ではないほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

相田主査 (挙手)

議 長 相田農地主査。

相田主査 あくまでも今回の申請内容が、2筆一体で事業計画をされるということで申請がございましたので、既に転用許可をとっているところ、所有権移転登記は済んでおりますが、着工がまだされていなくて、現況が農地と原野といますか、宅地の間といますか、中間地目のような形になっているということでございますので、それで当初計画者も、一旦当初の転用許可書で所有権移転登記は済んでおりますが、それでは地目変更登記まではできないという形でしたので、今回改めまして事業計画変更を出してもらい、こちらの転用許可も2筆で、事業計画変更地を含めましての許可という形で、さらに今回その事業計画変更地が〇〇〇〇さんの道路建設に含まれて、一部当初の内容と少し違っているということもございまして、登記の関係も複雑といますか、通常事業計画変更地ですと、その当初計画として出ておったところの地番がそのまま上がるということがほとんどなんですが、これは間にそういう道路計画で土地が一旦一部なくなったりということもございまして、ちょっとわかりづらい転用許可の申請と事業計画変更という形になってしまいましたが、そのあたりお含みの上、ご審議をお願いしたいと思います。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 14番。

1 4 番 まず、わかりました。

1 9 番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 19番。

1 9 番 19番 田代です。

本件につきましては、先般行われました農事相談でも私、職員には話をした

ところでした。3号につきましては既に許可があったけれども、いろいろ時間の経過があって、変更申請で226㎡だと。31号については488㎡だと。でも、この絵については226㎡も含んだ絵になるので、既に226㎡は3号の地図でなくなっているんだから、488㎡はこの地図の南側四角にしないと、わかる人はわかるけれども、絵だけで判断したらこれは合致しないでしょうということでお話をさせていただきました。そうしたら、事務局さんは分かるんでしょうけれども、私どもは絵面だけ見ていて、3号と31号と、たまたま同じ土地で、3号は既になっていたんだと、今回はその下、31号が488㎡なんだなというふうに思うんですが、488㎡には226㎡は含んではおりませんよね。質問です。

相田主査  
議 長  
相田主査

(挙手)  
相田農地主査。

先ほどご説明申し上げましたが、ここの2筆、第5条の31号ですが、畑が2筆となっておりますので、ここに事業計画変更地が含まれてこの面積ということで先ほどご説明をさせていただいたところです。その事業計画変更地と今回の転用内容が一体としての事業計画という形での転用申請がございましたので、位置図がこのような表記となっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

合わせて488㎡と。本来ならば、許可できるなら併用地になるんだね。登記の関係もありましてこういう結果になったそうですので、ご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

全 委 員  
議 長  
全 委 員  
議 長

はい。  
そのほか29号から31号の案件で、皆さんのほうからありませんか。  
なし。  
ないので、受理番号29号から31号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。  
異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

2 番  
議 長  
2 番

(小関善隆委員 挙手)  
2番。  
私の案件がございますので、退席させていただきます。  
(小関善隆委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号14号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)  
議 長 相田農地主査。  
相田主査 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

ただいま上程の14号につきましては、相対による賃貸借権の再設定となっております。貸人は〇〇〇〇さん、借人が△△△△でございます。土地等の詳細につきましては議案書記載のとおりでございますので、参照願います。この筆数、地積につきましては、田のみ3筆 8,915.00㎡、合計も同一となっております。

なお、本件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、以上、ご審議よろしく願います。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全 委 員 なし。  
議 長 ないので、受理番号14号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。  
全 委 員 異議なし。  
議 長 異議がないので、受理番号14号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。  
小関委員、入ってください。  
(小関善隆委員 入室)

議 長 それでは、先の受理番号14号を除く1号から17号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)  
議 長 相田農地主査。  
相田主査 議第5号 農用地利用集積計画について。先に上程となりました受理番号14号を除く案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、先に上程となりました14号1件を除きます受理番号1号から17号までの計16件でございます。内訳は、所有権移転売買が3件、賃貸借権の設定が13件でございます。この筆数、地積につきましては、田111筆 110,985.61㎡、畑9筆 1,532.00㎡、よって合計120筆 112,517.61㎡でございます。

受理番号1号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△ △△△△、土地の詳細に



つきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられますので、以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号14号を除く1号から17号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、受理番号14号を除く1号から17号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件、先の集積計画に起因する交替でございます。この筆数、地積につきましては、田のみ1筆、地積3,100.00㎡、よって合計も同一でございますので、よろしく願いいたします。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 適格証明願について、を議題といたします。受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

相田主査 (挙手)

議長 相田農地主査。

相田主査 議第7号 適格証明願について。農地の競売人として適格であることの証明願いがございましたので、その可否を求めるために、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件、申請人は○○の○○○○でございます。裁判所執行による競売事件のための願い出で、競売に附される土地等の詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。

なお、本件が可決の折には、議案書のとおり決議も附帯されてございますので、よろしく願いいたします。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 1 5 番。

1 5 番 1 5 番 大橋です。

1 3 日、台風の後でしたが、〇〇〇〇とお話ししてまいりました。△△△△さんが亡くなったことについての競売でございます。この土地は、以前から〇〇〇〇さんが作って現在も耕作しておりまして、ちょっと〇〇さんは年齢的にも年配なので、ちょっと心配していたんですが、家族の方も皆さん手伝ってこれからまだまだ農業をやっていききたいということでございましたので、特に問題ないと思われまますので、適格という判断をしてまいりました。よろしくお願ひしたいと思います。(「心配ということは結構な年」の声あり) 年齢は、70歳近いから。

議 長 それでは、受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

2 5 年生まれでしたっけ。

1 5 番 そうです。年配ってほどでもないかもしれないけれども。

議 長 ほかにありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

以上で本日の提出議題についての審議は終了いたしました。その他、皆さんから何かございませんか。

9 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 9 番。

9 番 9 番 上村です。

このたびの台風19号の被害に関してですが、果樹関係ということになるんですが、落下等はほとんどなくて、落ちた被害はなかったんですが、りんご団地の一部に地すべりが発生しまして、ちょっと我々にしては大規模な地すべりだったものですから、農林課とも現場を見まして、今善後策を講じているところであります。そういったことで、畑が崩れたとかそういったことではなくて、のり面崩落みたいな形で作業道を塞いでいるとかそういう形だったので、人命とか物損とかそういったものはなかったんで、それはよかったかなとは思っています。

一応、報告までに申し上げます。

目崎補佐  
議長  
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

関連がございますので、台風19号の被害について申し上げます。

ただいまの上村委員の関係ですが、果樹のリンゴ、ラ・フランスとも、13日現在では、全体の2%が被害にあったという推測ですので、今の上村委員のお話のように、落下はそんなになかったということだと思います。

あと、今ございましたのり面崩落の関係ですが、大日向のりんご団地地内でのり面の崩落が22メートル、あと農道脇のふとんかごの崩落が36メートルあったということでございます。これに関して、今お話しのように、農林課と視察というか現場に行かれたということです。

そのほかでございますが、大沢の吾妻山ろく放牧場で作業道の洗堀箇所が多数と、管理用道路への砂利の流入があったということでございます。

あと、大平の水田に土砂が流入しまして電気柵が破損、水口付近に土砂が流入しまして畦畔の欠損が10カ所、あと矢子で山腹水路が2カ所抜け落ちたということでございます。

あと、関地区で竜田のほうで水路への土砂の流出があったということでございまして、これがきのうの3時現在の市のほうでつかんでいる災害状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長

ただいま台風19号による農作物あるいは農地への被害ということで、上村委員、事務局のほうから説明があったわけですが、そのほか皆さんのほうからこういった被害もあるよということがありましたら報告願いたいと思います。

15番  
議長

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番

私もちょっと心配になって、広幡の農地・水の事務局と話を聞きながら回りましたが、そんなに大した被害はございませんでした。ただ、水路からの土砂の流出が大きなところで3カ所、京塚地内と成島地内2カ所、そのうち1カ所に私の田んぼも入っております。結構砂利が入りまして、常に流れていないところですので、農地・水との話し合いの中で何らかの対策を講じるという話になっております。

議長

そのほかありませんか。

19番  
議長

(田代昇一委員 挙手)

19番。

19番

19番 田代です。

今の件とは全く関係ない報告でありまして、先般、農業委員、推進委員で視察されたときに、下で稲作をしていて上で発電をするというのを見ていただい

たと思いますけれども、私きのうの朝9時半ごろ、そこどうなっているんだべなと思って確認したら、既に稲刈りは済んでおられましたので、14日あたり刈り取ったのかなと。あと、パイプが立っていますから、見たらば、オペレーターが上手なのか、パイプもかしげることなく、横のほうもぶつかることなく、きれいに稲作後の刈り取りをされていたと。ただ、出来高評価というのはわかりませんので、後でもらえるものかなと思っておりますが、状況報告です。

以上です。

議長 太陽光パネルの、この間視察したところの稲刈りが終わったという報告でありました。

さっきの被害も含めて、今のことも含めて、質問はありませんか。

ちょっと事務局に質問しますが、太陽光パネルの稲作については、地域の平均の8割をとらないと認められないよという転用に対する条件があったわけですが、それは普及所なり、農業委員会なり、農林課なりにそういった報告は出さなければならぬという何かあるんですか。その辺ちょっと。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 そちらの営農型の太陽光発電の場合ですと、一時転用という扱いになっております。転用の場合ですと、当然ながら進捗状況報告とか、あと管理報告とか、そういった形が義務づけになっておりまして、営農型を続ける限りは1年ごとの状況報告というものをいただく形となります。

営農型の場合ですと、8割と先ほどありましたけれども、その8割を切るような収量である場合ですと、その後、私どももしくは行政のほうから指導なりなんなりという形でその旨していくという形となります。その上で、今後改善のきざしがない場合となると、一時転用の取り消しとかそういったことにつながるという形となりますので、今後その報告を見て指導をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 この間視察させていただいた状況では、「とれる」の声あり) 8割以上とれるというか豊作だなと思って見てきたわけでございますが、そういうことがあって報告をしなければならないということになっておりますので。

皆さんのほうから何かございますか。

14番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長 14番。

14番 米出しも終盤ということで、農協さんの集荷状況と等級、カメムシ等の被害の状況、もしわかったら、今の現時点で。わからないですか。(「わからない」

の声あり)

議 長

集荷状況は。

1 2 番

集荷状況も、今週の金曜日、中間の検討会するもので、あした、あさってかな。（「中間、遅いな」の声あり）長丁場もそこになったもんで。（「去年よりはいいべ」の声あり）去年よりはいいな。

議 長

等級は悪くないでしょう。

1 2 番

私のほうはそんなに悪いとは聞いてないな。やっぱり新潟とは宮城あたりは、（「コシヒカリな」の声あり）あと庄内も悪いつて。やっぱり腹白が見えて、魚沼あたりもかなり、2割しか一等米がないっていう話です。

議 長

では、そのほか皆さんのほうからありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、以上で本日の第27回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前10時27分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年10月16日(水)

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

遠藤 伊一

議事録署名委員

樋渡 由美